

労働環境の確認に関する試行要領

(趣旨)

第1条 安城市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図ることを目的とし、労働環境に関する確認、啓発及び情報収集に必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認)

第2条 前条に定める労働環境の確認は、原則として、次に掲げる契約のうちから選定する。

- (1) 安城市の総合評価競争入札により締結した工事請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約

2 前条の契約に係る労働環境の確認は、労働環境チェックシート(以下「チェックシート」という。様式第1。)によって行う。

3 労働環境の確認をする場合は、この要領の適用があることを公告、指名通知等に記載し、明示するものとし、契約書に労働環境の確認を行う旨を記載する。

(チェックシートの確認)

第3条 労働環境の確認をする監督員は、チェックシートの内容を完了検査時又は必要に応じて、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。

2 前項の規定により関係書類の確認等を行う監督員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 当該契約の予算をもっている課の長は、チェックシートを契約書とともに保存し、検査完了後、チェックシートの写しを契約検査課へ提出するものとする。

(改善の指示等)

第4条 監督員は、労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められるときは、事業者に対して労働環境の改善を依頼するものとする。

(補足)

第5条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は市長が別に定める

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。